

事後審査型制限付一般競争入札の執行について

令和6年12月13日

大阪広域環境施設組合 事務局長 松井 年徳

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

| | | |
|-----------------|-------------|--|
| 案件名称 | | モノクロデジタル複合機(その2)長期借入(単価契約) # 2 |
| 期間または履行期限 | | 令和7年3月1日～令和12年2月28日 |
| 納入または履行場所 | | 西淀工場ほか6か所 |
| 入札参加資格 | 登録種目 | 令和4・5・6年度大阪広域環境施設組合入札参加有資格者名簿に次の業務委託種目で登録していること。 「12: 賃貸-02: 事務用品賃貸-03: 複写機(複写サービスを含む)」 |
| | 必要な許認可(登録)等 | — |
| | その他(資格・実績等) | — |
| 仕様書 | 配布開始日 | 令和6年12月13日(金) |
| | 配布方法 | 本案件にかかる別添PDFファイルをダウンロードしてください。 |
| 仕様書等に対する質問・回答 | 質問締切日時 | 令和6年12月20日(金) 午後5時 |
| | 方法 | 大阪広域環境施設組合総務部経理課あて電子メール【nyuusatsu@osaka-env-paa.jp】にて質問すること(任意添付文書も可)。 |
| | 回答日 | 令和6年12月26日(木)～入札日時まで |
| | 方法 | 大阪広域環境施設組合のホームページに掲載する。 (大阪広域環境施設組合ホームページ>入札契約情報>各入札案件>当該案件) ※質問がない場合は掲載しない。 |
| 入札日時(即時開札) | | 令和7年1月10日(金) 午前10時 ※入札室は約30分前より開場 入札書は本ファイル(公告)添付の書類を使用すること。 |
| 入札執行場所 | | 大阪広域環境施設組合入札室 (大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス11階) |
| 入札方法 | | 共通事項に記載 |
| 入札参加資格審査資料等提出日時 | | — |
| 入札参加資格審査資料等提出場所 | | — |
| 入札参加資格審査提出資料 | | — |
| 落札決定(予定)日 | | 令和7年1月10日(金)を予定とするが、延期する場合がある。 |
| 落札者の決定方法 | | 共通事項に記載 |
| その他事項 | | <p>・入札書に記載する金額は1枚あたりの単価で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札者又は契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪広域環境施設組合総務部経理課に本ファイル末尾添付の大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。 また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。 落札者又は契約の相手方に決定され、契約保証金の納付免除申請をする時は、遅延なく、公告本文記載の契約担当に本ファイル末尾添付の実績調書(契約保証金免除申請用)を提出すること。(契約金額が500万円以上の案件に限る) <p>・【共通事項】1. (1)の記載内容については、「令和4・5・6年度大阪広域環境施設組合入札参加有資格者名簿(業務委託)に、当該案件に応じた種目で登録されていること」と読み替える。</p> |

| | |
|------|---|
| 契約担当 | 大阪広域環境施設組合 総務部経理課 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階 電話 06-6630-3349 |
| 事業担当 | 大阪広域環境施設組合 総務部総務課 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階 電話 06-6630-3277 |

入札日時 令和 7 年 1 月 10 日 (金) 午前 10 時 00 分

次のとおり届けます。
当社は、消費税及び地方消費税に係る
 課税事業者です。
 免税事業者です。

② 入札書

令和 年 月 日

入札参加資格業者番号

大阪広域環境施設組合 事務局長

様

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

住所又は
事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

Ⓡ

下記について関係法令・貴組合関係規定を守り別紙仕様書及び通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

| | | |
|------------------|---|---|
| 金額 (1枚あたりの単価) | 千 | 円 |
| | | |

記

| | |
|-------------------|---|
| 物品名称 | モノクロデジタル複合機(その2)長期借入(単価契約)#2 |
| 期間または履行期限 | 令和7年3月1日～令和12年2月28日 |
| 納入場所 | 西淀工場ほか6か所 |
| 1 入札に付すべき事項 | 別紙仕様書のとおり |
| 2 入札保証金 | 免除(大阪広域環境施設組合契約規則第18条第1項第2号による) |
| 3 契約条項を示す場所 | 大阪広域環境施設組合総務部経理課 |
| 4 入札執行場所 | 大阪広域環境施設組合入札室(あべのルシアス11階) |
| 5 入札執行日時(入札書提出期限) | 上記のとおり |
| 6 入札の無効 | 次の場合に該当する入札は、無効とする。 ○ 大阪広域環境施設組合契約規則第27条第1項各号のいずれかに該当する入札。 ○ 本入札書を用いないでした入札。 ○ 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札。 ○ 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格でした入札。 ○ 再度入札の場合にあつては、前回最低入札書記載金額以上でした入札。 ○ 審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札。 ○ 指定する日時までに資格審査資料等を提出しなかった者がした入札。 なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。 |
| 7 入札書記載方法等 | ○ 入札者は、本入札書をA4サイズ白無地用紙にダウンロード印刷して使用すること。 ○ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 8 その他 | ○ 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きをすること。 ○ 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、大阪広域環境施設組合契約規則第20条第2項により落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。 ○ 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ○ 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。 ○ この入札において、契約者が大阪広域環境施設組合契約規則第54条の規定に該当する場合は、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。 |

物品買入等契約決議書

| | | | | | | |
|------|------------------------------------|--|------|---|----------|--|
| 標 題 | 上記契約の締結について | | | | 取扱責任者 | 文書主任 |
| | 本書のとおり契約を締結する。 | | | | 公印 審査 | |
| 契約方法 | <input type="checkbox"/> 制限付一般競争入札 | <input type="checkbox"/> 落札 <input type="checkbox"/> 決定 | 保証事項 | <input type="checkbox"/> 契約保証金 (契約金額の10/100以上) <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除(取り扱い1(1)(2)(3)) | | |
| 決裁 | 事務局長 | 総務部長 | 経理課長 | 係長(計理) | 係長(契約) | 係員 |
| | | | | | | 起案 令和 . . . 決裁 令和 . . . 契約番号 第 号 |

【元請負人（契約相手方）用】

年 月 日

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

所 在 地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

生 年 月 日

年 月 日生 ④

受 任 者 名

誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共事業等を受注するに際して、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：モノクロデジタル複合機（その2）長期借入（単価契約）#2

2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を貴組合に提出します。

6 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号イに規定する者について、貴組合からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴組合に提出します。

7 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等が、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者

ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの

(ア) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

(ロ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

(ハ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（入札等除外措置等）

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（誓約書の徴収等）

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

(1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本組合の外郭団体である場合

(2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合

2 事務局長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。

3 事務局長は、契約相手方に対し、当該公共工事等における下請負人となる者から誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、下請負人が第1項各号に該当すると本組合が認めた場合はこの限りでない。

4 事務局長は、契約相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約相手方に対し、本組合に報告するよう求めるものとする。

5 事務局長は、公共工事等からの暴力団の排除に関し必要と認めるときは、契約相手方を通じて、第2条第8号イに規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。

6 管理者は、誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合

当該認定をした日から2年


(2) 第2条第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合

当該認定をした日から1年

【元請負人（契約相手方）用】

年 月 日

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

| | | |
|-------------------------|----------------|--|
| 支店登録の場合は支店の所在地を記入してください | 所在地 フリガナ | 本組合に届けている使用印を押印してください |
| 支店登録の場合は支店名称を記入してください | 商号又は名称 フリガナ | |
| 受任者がいる場合は受任者名を記入してください | 代表者の氏名 | 代表者の生年月日を記入してください |
| | 生年月日 | |
| | 受任者名 | 年 月 日生  |
| | 役職名も記入してください | |

誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共事業等を受注するに際して、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：

2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を貴組合に提出します。

6 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号イに規定する者について、貴組合からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴組合に提出します。

7 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等が、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号または第5号アからカに該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

実績調書

| | |
|----------------|--|
| 案件名称 | |
| 契約金額 | |
| 発注者名 | |
| 契約日 | |
| 履行期限 (履行期間) | |
| 案件概要 | |
| 備考 | |

※契約日から過去2年以内に (注1) 履行が完了 している (注2) 国又は地方公共団体 との契約実績を記載すること。

(注1) 長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2) 「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。

記入例

契約保証金免除申請用 **様式**

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

支店登録の場合は、支店名称まで記入して下さい

住所又は事務所所在地
商号又は名称

支店登録の場合は、支店の所在地を記入して下さい

受任者がいる場合は、受任者名を記入して下さい

氏名又は代表者氏名

実績調書

| | |
|----------------|--|
| 案件名称 | |
| 契約金額 | |
| 発注者名 | |
| 契約日 | |
| 履行期限 (履行期間) | |
| 案件概要 | |
| 備考 | |

※契約日から過去2年以内に (注1) 履行が完了 している (注2) 国又は地方公共団体 との契約実績を記載すること。

(注1) 長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2) 「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。